

YMC Aフィランソロピー協会規約 改定案

<p>第1条 本会はYMC Aフィランソロピー協会という。</p> <p>第2条 本会は会員企業、団体の社員・職員の地域貢献活動を援助することを目的とする。</p> <p>第3条 本会の事務所は熊本市中央区新町1丁目3-8に置く。</p> <p>第4条 本会は、本会の主旨に賛同する企業・団体を会員とする。本会に入会を希望する企業・団体は、入会申込書を提出の上、幹事会の承認を経て会員となることができる。</p> <p>第5条 本会の会費（年額）は下記の3種とする。 A. 100,000円 B. 50,000円 C. 30,000円 会費は本会に出すもので、全額本会活動資金にあてられる。なお、年度途中入会の場合は、受付日以降の月割額の会費を支払う。</p> <p>第6条 本会を退会しようとするときは、理由を付して退会届を事務局に提出しなければならない。なお、年度の途中であっても既納の会費は返金しない。</p> <p>第7条 本会の年度は10月～9月の一年間とする。</p> <p>第8条 本会は、総会（年1回）及び幹事会（年6回以上）を開催する。</p> <p>第9条 本会に幹事会を設置する。幹事会は総会で選任された企業の担当者10～15名で構成する。</p> <p>第10条 本会に、幹事長をおく。幹事長は幹事会を主宰し、会議を招集する。幹事長は、幹事会において互選する。</p> <p>第11条 本会に、監事を2名おく。監事は幹事会より選任する。</p> <p>第12条 本会の運営は、幹事会と事務局の協議により行う。</p> <p>第13条 本会の事務を処理するための事務局は熊本YMCAがその任にあたり、事務局長は熊本YMCAの総主事とする。事務局長は本会を主宰し、会務を統括する。</p> <p>第14条 本会規約の改定は、幹事会にて審議の上、総会にて議決する。</p> <p style="text-align: right;">1995年10月1日施行 2006年10月20日改定 2012年10月19日改定 2016年10月21日改定 2020年11月 日改定</p>	<p>第1条 本会はYMC Aフィランソロピー協会という。</p> <p>第2条 本会は会員企業、団体の社員・職員の地域貢献活動を援助することを目的とする。</p> <p>第3条 本会の事務所は熊本市中央区新町1丁目3-8に置く。</p> <p>第4条 本会は、本会の主旨に賛同する企業・団体を会員とする。本会に入会を希望する企業・団体は、入会申込書を提出の上、幹事会の承認を経て会員となることができる。</p> <p>第5条 本会の会費（年額）は下記の3種とする。 A. 100,000円 B. 50,000円 C. 30,000円 会費は本会に出すもので、全額本会活動資金にあてられる。なお、年度途中入会の場合は、受付日以降の月割額の会費を支払う。</p> <p>第6条 やむを得ない事由により、本会を休会しようとするときは、理由を付して休会届を事務局に提出しなければならない。なお、休会期間は最長2年までとし、休会期間を過ぎると自動的に復会となる。なお、休会期間中は会費支払いを猶予する。</p> <p>第7条 本会を退会しようとするときは、理由を付して退会届を事務局に提出しなければならない。なお、年度の途中であっても既納の会費は返金しない。</p> <p>第8条 本会の年度は10月～9月の一年間とする。</p> <p>第9条 本会は、総会（年1回）及び幹事会（年6回以上）を開催する。</p> <p>第10条 本会に幹事会を設置する。幹事会は総会で選任された企業の担当者10～15名で構成する。</p> <p>第11条 本会に、幹事長をおく。幹事長は幹事会を主宰し、会議を招集する。幹事長は、幹事会において互選する。</p> <p>第12条 本会に、監事を2名おく。監事は幹事会より選任する。</p> <p>第13条 本会の運営は、幹事会と事務局の協議により行う。</p> <p>第14条 本会の事務を処理するための事務局は熊本YMCAがその任にあたり、事務局長は熊本YMCAの総主事とする。事務局長は本会を主宰し、会務を統括する。</p> <p>第15条 本会規約の改定は、幹事会にて審議の上、総会にて議決する。</p>
---	---

資料10ページの左側が現行の規約、右側が改定案で、網掛けの部分の変更点です。

第10条に関して、これまで入会もしくは退会の二択しかなかったことから、新たに休会システムを設け、規約に追加することにしました。

第7条～第15条の変更は、前の条項追加に伴う、条数の調整です。

皆様からの回答をもって改定日とします。